事件番号 令和4年(ワ)第8108号

〒136-0073 東京都江東区北砂5丁目20番10-609号

孫樹斌 様



令和4年(ワ)第8108号原告孫樹斌被告国、東京都

求釈明

東京地方裁判所民事31部口2係 令和4年5月12日

- 1 被告国に対する請求は、①東京地方裁判所民事33部の保全命令決定及びその認可決定の取消、②国家賠償法に基づく200万円の損害賠償請求、③原告貸出のUR住宅ドアの傷の修復、説明、④裁判官の公務員職権濫用の事実の調査と書類送検とのことですが、このうち、③及び④について、次の点を本書面到達から1週間以内に明らかにしてください。
 - (1) ③の請求について、①の東京地方裁判所民事 3 3 部の決定に基づく原告のノートパソコン、社員証についての、原告の自宅での強制執行の際に住宅のドアを損傷させられたことを問題としているという理解でいいですか。
 - (2) ④の請求について、裁判官の公務員職権濫用とは、①の各決定及 びその手続における裁判官の行為を問題としているという理解でい いですか。
- 2 被告東京都に対する請求は、⑤警察官が告訴状の受理を拒否したほか、 原告を逮捕するなどと威嚇したことについての国家賠償法に基づく30 0万円の損害賠償請求、⑥警察官の公務員職権濫用事実の調査と書類送 検とのことですが、このうち、⑥の請求は、⑤の警察官の告訴状の受理 の拒否や原告に対する威嚇を問題としているという理解でいいですか。

事件番号 令和4年(ワ)第8108号

令和4年5月12日

孫 樹斌 様

上記の件で,ご提出いただいた書面について,求釈明の書面を送り ますので,検討していただき,回答書を書面でご提出ください。*

提出される回答書には事件番号,作成日付,氏名を記載し,押印してください。

東京地方裁判所民事31部甲口2係